

金融円滑化法に対する企業の意識調査

2012 年 1 月 11 日

お問い合わせ先：株式会社帝国データバンク 産業調査部

電話：03-5775-3163 e-mail：keiki@mail.tdb.co.jp

http：//www.tdb.co.jp/

景気動向調査専用 HP http：//www.tdb-di.com/

リスクを受けた企業の経営改善計画、33.9%が「計画を下回る」

～ 金融機関の返済猶予への姿勢、35.0%が最近「厳しくなっている」と認識 ～

リーマン・ショック後の 2009 年 12 月から 2 年以上にわたり施行され、2012 年 3 月に期限を迎える「中小企業金融円滑化法」（金融円滑化法）は、2012 年の通常国会に同法改正案が提出され、再び 1 年間延長される公算が高くなった。

そこで、金融円滑化法に基づく企業向け融資の条件変更等に対する企業の意識について調査を実施した。調査期間は 2011 年 12 月 16 日～2012 年 1 月 5 日。調査対象は全国 2 万 3,311 社で、有効回答企業数は 1 万 578 社（回答率 45.4%）。なお、金融円滑化法に対する調査は 2009 年 10 月、12 月、2010 年 2 月に続いて 4 回目。

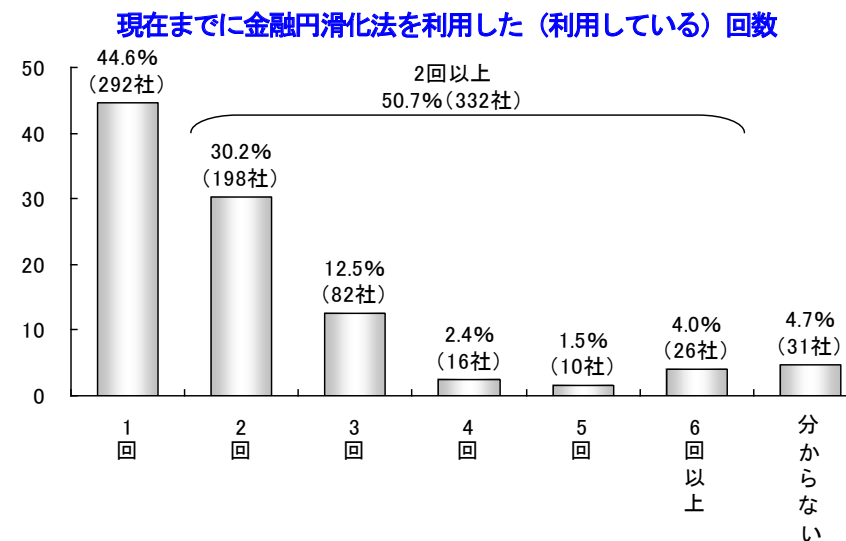
調査結果のポイント

- **金融円滑化法利用企業のうち、半数超が複数回利用**
金融円滑化法の利用企業のうち、50.7%が 2 回以上利用している。
- **条件見直し内容、3 社に 2 社が返済繰り延べを実施、返済額減額も 35.0%**
金融円滑化法利用企業の 67.2%が 6 カ月未満から 5 年以上までの返済繰り延べを実施。毎回の返済額の減額も 35.0%に達する。企業の経営環境が大きく変わるなかで、運用面で柔軟に対応している様子が見える。
- **経営改善計画、リスクを受けた企業の 33.9%が「計画を下回る」**
リスクを受けた企業の 41.7%が当初の改善計画をほぼ計画どおり進めているものの、計画を下回っている企業も 33.9%にのぼる。
- **金融機関の返済猶予への姿勢、35.0%が最近「厳しくなっている」**
半数近くが金融機関の姿勢は変わっていないとみている一方で、3 社に 1 社が厳しくなっていると認識。企業と金融機関の双方での認識のずれが生じてくると懸念材料になる可能性がある。
- **需要の本格回復時期、企業の 33.8%が長期的にも本格回復を見込まず**
全社の 3 社に 1 社が必要回復を見込まず悲観的に考えている。

金融円滑化法利用企業のうち、半数超が複数回利用

金融円滑化法による借入れの条件変更などを利用したことがあるか尋ねたところ、1 万 578 社中 655 社、構成比 6.2%の企業が「利用した（現在利用している）」と回答した。

そこで、金融円滑化法の利用企業 655 社に対して、現在までに利用した回数を尋ねたところ、「1 回」が同 44.6%（292 社）で最多となった。また、「2 回」が同 30.2%（198 社）と続き、2 回以上利用した企業は合わせて同 50.7%（332 社）となり、半数超の企業が複数回の借入れ条件変更などを行っていた。



注：母数は、金融円滑化法による借入れの条件変更などを「利用した（現在利用している）」と回答した企業 655 社

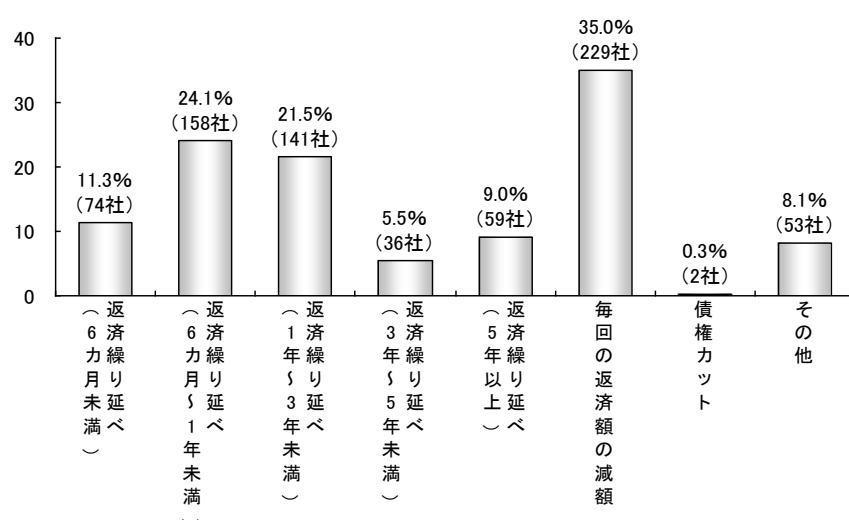
条件変更の見直し内容、3社に2社が「返済繰り延べ」を実施、 「毎回の返済額の減額」も35.0%

金融円滑化法の利用企業 655 社に対して、条件変更の見直しの内容について尋ねたところ、「毎回の返済額の減額」が同 35.0% (229 社) で最も多かった (複数回答、以下同)。他方、「返済繰り延べ (6 カ月～1 年未満)」 (同 24.1%、158 社) や「返済繰り延べ (1 年～3 年未満)」 (同 21.5%、141 社) が続くなど、6 カ月未満から 5 年以上までいずれかの返済繰り延べを 1 度でも実施した企業は同 67.2% (440 社) になり、3 社に 2 社が見直し内容として「返済繰り延べ」を実施していた (4 ページ参考表参照)。

業界別にみると、「毎回の返済額の減額」では『不動産』 (同 47.1%、8 社) や『小売』 (同 43.2%、16 社)、『運輸・倉庫』 (同 42.9%、9 社) などが高かった。「返済繰り延べ」は『建設』 (同 73.6%、64 社) が 7 割を超えた。

企業からは、「返済の長期リスクの支援を国がしてほしい」 (看板・標識機製造、岐阜県) や「需要回復が始まっているので返済条件変更は継続してほしい」 (娯楽用具・玩具製造、東京都)、「借金を抱えたままではやりくりが難しい」 (電気工事、広島県) といった声が挙がった。

条件変更の見直し内容 (複数回答)



注: 母数は、金融円滑化法による借入の条件変更などを「利用した (現在利用している)」と回答した企業 655 社

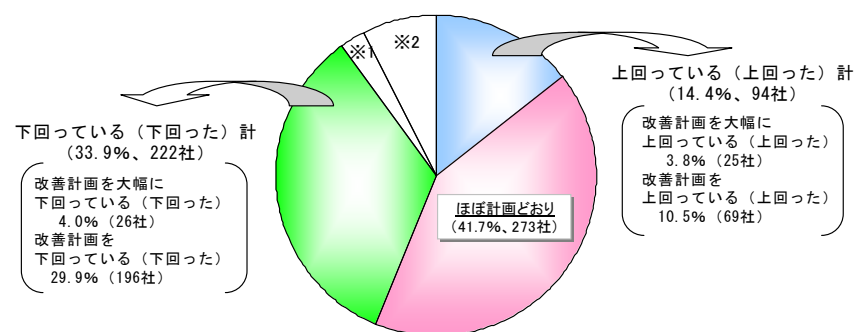
金融円滑化法を利用している企業では、返済繰り延べを実施する企業が特に多いが、毎回の返済額の減額も 3 社に 1 社が実施している。企業の経営環境が大きく変わるなかで、条件変更の内容について運用面で柔軟に対応している様子が見える。

経営改善計画、リスクを受けた企業の 33.9% が「計画を下回る」

金融円滑化法の利用企業 655 社に対して、リスクを受けた当初の改善計画に対する現在の状況について尋ねたところ、「ほぼ計画どおり」が同 41.7% (273 社) で最多となり、4 割超の企業が計画どおりの経営改善が進んでいる様子が見える。一方、「改善計画を下回っている (下回った)」と回答した企業は同 33.9% (222 社) (「改善計画を下回っている (下回った)」 (29.9%、196 社) と「改善計画を大幅に下回っている (下回った)」 (同 4.0%、26 社) の合計) となり、3 社に 1 社が経営改善計画を下回る状況となっている。また、改善計画を上回っている企業は同 14.4% (94 社) (「改善計画を大幅に上回っている (上回った)」 (同 3.8%、25 社) と「改善計画を上回っている (上回った)」 (同 10.5%、69 社) の合計) で、1 割台にとどまった。

企業からは「当初の経営改善計画策定後、製造拠点の海外移転や販売単価の大幅下落、販売先の受注減、政治の混迷など外部環境が大きく変化し、改善ペースが遅れている」 (精密測定器製造、長野県) や「金融円滑化法が経営改善や事業再生の転機となっておらず、倒産時期の先送りの要素が強く感じられる」 (養鶏、徳島県) といったことを指摘する意見があった。

経営改善計画に対する現在の状況



注1: ※1は「まだ改善計画を作成していない」2.4% (16社)、※2は「分からない」7.6% (50社)

注2: 母数は、金融円滑化法による借入の条件変更などを「利用した (現在利用している)」と回答した企業 655 社

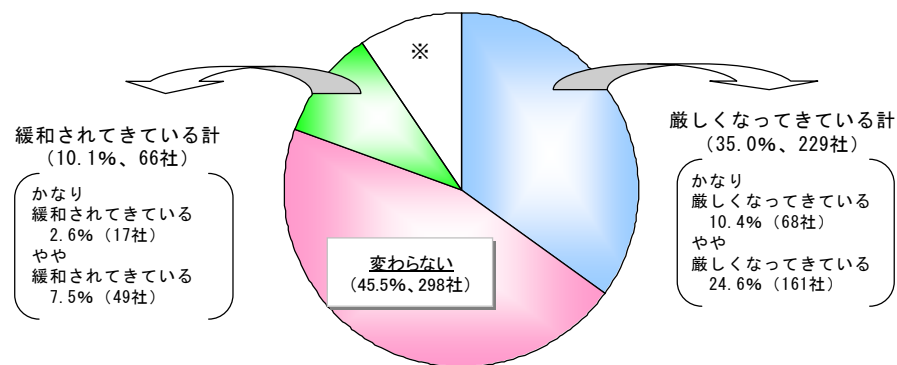
金融機関の返済猶予への姿勢、35.0%が最近「厳しくなっている」と認識

金融円滑化法の利用企業 655 社に対して、最近の金融機関の返済猶予に対する姿勢（再リスクおよび現リスクに対するモニタリングの強化）について尋ねたところ、「変わらない」が同 45.5%（298 社）で最多となった。一方で、厳しくなっている」と回答した企業は同 35.0%（229 社）（「やや厳しくなっている」（同 24.6%、161 社）と「かなり厳しくなっている」（同 10.4%、68 社）の合計）に達し、3 社に 1 社は金融機関の返済猶予に対する姿勢が厳しくなっていると認識していることが明らかとなった。

具体的には、「金融機関のモニタリングなど非常に工数をとられて純粋な企業活動に支障がある」（惣菜製造、大阪府）や「円滑化法やリスクの利用は実際には倒産予備群のレッテルを金融機関に貼られてしまう」（建設、三重県）といった声のほか、「金融機関にリスクを要求すると、借入れが困難になると言われリスクさせてもらえない」（建設、兵庫県）などの意見もみられた。

最近の金融機関の返済猶予に対する姿勢について、半数近くの企業が変わらないと感じているものの、3 社に 1 社が厳しくなっていると認識している。金融円滑化法の再延長が議論されるなか、企業と金融機関の双方における認識のずれが生じてくるとリスクの実施において懸念材料となる可能性がある。

最近の金融機関の返済猶予に対する姿勢



注1: ※は「分からない」9.5% (62社)

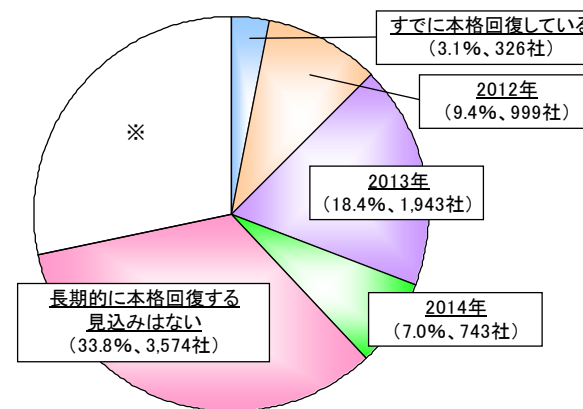
注2: 母数は、金融円滑化法による借入の条件変更などを「利用した(現在利用している)」と回答した企業655社

需要の本格回復時期、企業の 33.8%が長期的にも本格回復を見込まず

金融円滑化法は 2013 年 3 月まで再び延長される予定となっているが、企業が業況を回復させ円滑な取引を進めるためには早期の需要回復が欠かせない。そこで、自社の属する地域や業界の需要が本格回復する時期はいつ頃になるか尋ねたところ、「長期的にも本格回復する見込みはない」と回答した企業が 1 万 578 社中 3,574 社、構成比 33.8%で最多となり、企業の 3 社に 1 社が必要の本格回復という見込みを持たず悲観的に考えている様子うかがえる。次いで、「2013 年」が同 18.4% (1,943 社) で続いた。また、「2012 年」は同 9.4% (999 社) と 1 割を下回っており、「すでに本格回復している」（同 3.1%、326 社）と合わせても、2012 年までに需要が本格回復するとみている企業は同 12.5% (1,325 社) と 1 割程度にとどまっている。さらに、「分からない」（同 28.3%、2,993 社）が 3 割近くに達しており、需要回復についての見通しを持っていない状況にある企業も多くなっている様子うかがえる。

企業の 6.2%が金融円滑化法を利用しているなかで、そのうち経営改善は半数超が当初の計画どおりかそれ以上で進んでいる。しかし、計画を下回っている企業も 3 社に 1 社に達している。さらに、金融機関の返済猶予に対する姿勢もこれまでより厳格さを求められる場面が増えてくる可能性もある。また、需要が回復する時期を明示することが困難だと感じる企業も多い。企業が直面する危機を単に先送りするだけでなく、日本経済全体の景気を回復させていくことが不可欠といえる。

地域・業界の需要の本格回復時期



注1: ※は「分からない」企業28.3% (2,993社)

注2: 母数は有効回答企業1万578社

【参考】条件変更の見直し内容(複数回答) ～業界・地域別～

(構成比%、カッコ内社数)

	返済繰り延べ					毎回の返済 額の減額	債権カット	その他	<参考> 返済繰り延べ	
	6カ月未満	6カ月 ～1年未満	1年 ～3年未満	3年 ～5年未満	5年以上					
全体	11.3 (74)	24.1 (158)	21.5 (141)	5.5 (36)	9.0 (59)	35.0 (229)	0.3 (2)	8.1 (53)	67.2 (440)	- (655)
農・林・水産	0.0 (0)	0.0 (0)	50.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	50.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	50.0 (1)	- (2)
金融	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)	- (1)
建設	11.5 (10)	24.1 (21)	25.3 (22)	6.9 (6)	13.8 (12)	32.2 (28)	1.1 (1)	5.7 (5)	73.6 (64)	- (87)
不動産	17.6 (3)	17.6 (3)	17.6 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	47.1 (8)	0.0 (0)	11.8 (2)	47.1 (8)	- (17)
製造	11.2 (26)	24.1 (56)	22.0 (51)	3.9 (9)	9.1 (21)	37.1 (86)	0.0 (0)	8.2 (19)	67.7 (157)	- (232)
卸売	12.0 (20)	25.7 (43)	21.6 (36)	6.0 (10)	7.8 (13)	26.3 (44)	0.6 (1)	11.4 (19)	67.1 (112)	- (167)
小売	5.4 (2)	24.3 (9)	27.0 (10)	5.4 (2)	8.1 (3)	43.2 (16)	0.0 (0)	2.7 (1)	67.6 (25)	- (37)
運輸・倉庫	9.5 (2)	19.0 (4)	14.3 (3)	9.5 (2)	4.8 (1)	42.9 (9)	0.0 (0)	4.8 (1)	52.4 (11)	- (21)
サービス	12.1 (11)	24.2 (22)	16.5 (15)	7.7 (7)	9.9 (9)	40.7 (37)	0.0 (0)	5.5 (5)	68.1 (62)	- (91)
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	7.7 (2)	26.9 (7)	23.1 (6)	0.0 (0)	7.7 (2)	34.6 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	65.4 (17)	- (26)
東北	14.6 (7)	27.1 (13)	22.9 (11)	0.0 (0)	10.4 (5)	27.1 (13)	0.0 (0)	12.5 (6)	68.8 (33)	- (48)
北関東	23.2 (13)	17.9 (10)	16.1 (9)	5.4 (3)	10.7 (6)	37.5 (21)	0.0 (0)	5.4 (3)	67.9 (38)	- (56)
南関東	10.5 (21)	27.0 (54)	16.5 (33)	7.5 (15)	8.5 (17)	37.0 (74)	0.5 (1)	9.5 (19)	65.5 (131)	- (200)
北陸	6.3 (2)	6.3 (2)	21.9 (7)	6.3 (2)	12.5 (4)	46.9 (15)	0.0 (0)	3.1 (1)	53.1 (17)	- (32)
東海	8.5 (5)	23.7 (14)	27.1 (16)	5.1 (3)	6.8 (4)	30.5 (18)	0.0 (0)	6.8 (4)	69.5 (41)	- (59)
近畿	11.1 (11)	20.2 (20)	24.2 (24)	7.1 (7)	8.1 (8)	40.4 (40)	1.0 (1)	8.1 (8)	63.6 (63)	- (99)
中国	8.5 (4)	42.6 (20)	21.3 (10)	4.3 (2)	8.5 (4)	25.5 (12)	0.0 (0)	8.5 (4)	78.7 (37)	- (47)
四国	21.4 (3)	7.1 (1)	42.9 (6)	7.1 (1)	7.1 (1)	28.6 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	78.6 (11)	- (14)
九州	8.1 (6)	23.0 (17)	25.7 (19)	4.1 (3)	10.8 (8)	31.1 (23)	0.0 (0)	10.8 (8)	70.3 (52)	- (74)

注1: 網掛けは、全体平均以上を表す

注2: 「<参考>返済繰り延べ」は、少なくとも6カ月未満～5年以上の返済繰り延べのいずれかを1度でも実施した企業

注3: 母数は、金融円滑化法による借入の条件変更などを「利用した(現在利用している)」と回答した企業655社

【問い合わせ先】株式会社帝国データバンク 産業調査部 情報企画課 経済動向研究チーム

担当：岡松・森・窪田・中村・笹本・鈴木 Tel:03-5775-3163 e-mail:keiki@mail.tdb.co.jp

©TEIKOKU DATABANK, LTD. 2012

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。